

マイナンバーカードに関する休日窓口を開設します

【マイナンバーカードの申請、受け取り、電子証明書の更新】

マイナンバーカードの申請、受け取り、電子証明書更新などの手続きについて、下記の日程で休日窓口を開設します。
休日窓口は完全予約制で、平日の8時30分から17時15分まで電話にて予約を受け付けします。

●5月の休日窓口

開設日 5月11日(日) 受付時間 9時～11時45分 受付場所 住民環境課窓口
※予約制ではありますが、手続きには1人あたり15分ほど時間を要しますので、時間に
余裕をもってお越しください。



- 持ち物 <カードの申請> 個人番号カード交付申請書(お持ちの人のみ)、通知カード、
本人確認書類
<カードの受け取り> 交付通知書(はがき)、通知カード、住民基本台帳カードまたは
マイナンバーカード(お持ちの人のみ)、本人確認書類
<電子証明書更新、暗証番号再設定> マイナンバーカード

【マイナンバーカードに関する手続きについて】

※必ず本人が窓口にお越しください。

なお、15歳未満の人または成年被後見人には、その法定代理人が同行してください。

※マイナンバーカードの申請や受け取り時に暗証番号を記入していただきます。事前に暗証番号(英数字6桁以上16桁以内および数字4桁)を決めておいてください。

【マイナンバーカードの申請について】

スマートフォンやパソコンなどを使って既に送付されている個人番号カード交付申請書のQRコードを読み取り、マイナンバーカードオンライン申請サイトにアクセスし、メールアドレスや顔写真などの必要事項を登録することでマイナンバーカードの交付申請をすることができます。詳しくは「QRコード付き交付申請書でマイナンバーカードをつくろう!」
<https://mynumbercard.soumu.go.jp>をご覧ください。

● 次回の休日窓口開設日は、6月8日(日)です。 ※予約は5月12日(月)8時30分から受け付けします。

システムのメンテナンスなどで日時が変更になる場合があります。町ホームページでご確認ください。

問 住民環境課 ☎32-1104

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

5月26日に施行される改正戸籍法により、戸籍に氏名の振り仮名を記載する制度が始まります。本籍のある市区町村から、住民票の情報を参考にして作成された「戸籍に記載される振り仮名の通知書」が、原則として戸籍の筆頭者の住所地あてに5月26日以降順次郵送されます。(養老町が本籍地の人へは7月頃発送予定です)

通知書に記載された氏名の振り仮名が正しい場合には氏名の振り仮名の届け出は不要ですが、通知書に記載された氏名の振り仮名が誤っている場合には届け出が必要です。改正法の施行日から1年以内(令和8年5月25日まで)に、振り仮名の届け出をお願いします。期間内に届け出がなかった場合、通知に記載された振り仮名が戸籍に記載されることとなりますのでご注意ください。

詳しくは法務省ホームページ(<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>)をご覧ください。

問 住民環境課 ☎32-1104

国民年金保険料の免除・納付猶予期間がある人へ～追納制度～

国民年金保険料(以下、年金保険料)の免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、年金保険料を全額納めた人と比べて、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受取額が少なくなります。将来受け取る老齢基礎年金を増やしたい場合は「追納制度」をご利用ください。

追納制度は、免除・猶予などの承認を受けた期間の年金保険料を10年以内であれば遡って古い月分から納める(追納する)ことができる制度です。(一部免除(年金保険料の減額)の承認を受けた期間は、承認後の納付すべき年金保険料が納付されていなければ追納はできません)

ただし、その承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の年金保険料額に一定の加算額が上乗せされますのでご注意ください。

問 大垣年金事務所 ☎78-5166
住民環境課 ☎32-1104